

# 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

北海道森林組合連合会

## 第一 目的

本実施要領は北海道森林組合連合会（以下「道森連」という）が平成18年5月2日に制定し、公表した「違法伐採対策に係る北海道森林組合連合会行動規範」（以下「行動規範」という）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という）の内容を定めるものである。

## 第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は道森連の会員を対象とするが、会員と密接な関係にある員外事業者についても、会員の推薦があったときは、会員に準じて認定を行う。

## 第三 事業者認定申請書

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記第1号様式の「合法木材供給事業者認定申請書」を道森連に提出しなければならない。
- 2 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という）は、下記に定める認定手数料を速やかに納めなければならない。

認定手数料	会員	無料
	員外事業者	20,000円
	再認定料	10,000円

## 第四 審査及びその結果の通知

- 1 道森連は、本実施要領に基づく事業者の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。
- 3 道森連は審査結果を申請者に通知するものとする。

## 第五 事業者の認定要件

認定を受けようとする事業者は、森林法等木材の伐採、搬出に関する法令（以下、関係法令という。）を遵守するとともに、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

### （分別管理）

合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「証明材」という）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非証明材」という）を分別して保管することが可能な場所を有していること。

入出荷、加工、保管の各段階において証明材と非証明材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

### （帳票管理）

証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

### （責任者の選任）

本取組の責任者が1名以上選任されていること

#### 第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 道森連は認定事業者に対して、別記第2号様式で定める「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を道森連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

#### 第七 証明書の発行

- 1 認定事業者は、証明材の出荷に当って、証明書を作成し出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 証明書は別記第3号様式で定める「合法性・持続可能性証明書」、又は既存の納品書等に第3号様式と同等の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。

#### 第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記第4号様式で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、証明材の取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、道森連へ報告する。
- 2 道森連は、認定業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

#### 第九 立ち入り検査

道森連は、必要に応じて、認定事業者による証明材の取扱いが適正であるか否かを検査することが出来るものとし、認定事業者は、道森連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど道森連に協力しなければならない。

#### 第十 認定事業者の変更

認定会員間の合併により変更があったときは、継続しようとする認定番号を道森連に届け出さなければならない。

#### 第十一 認定事業者の取り消し

- 1 道森連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは認定を取り消すことが出来るものとする。  
また、悪質と考えられる場合は、事業社名等を道森連のホームページ等に公表するものとする。  
証明書の記載事項に虚偽があったとき。  
認定事業者から認定の取消申請があったとき。  
認定事業者が道森連の要件に適合しなくなったとき。  
認定事業者が関係法令に違反し、処罰されたとき。
- 2 道森連は、認定を取り消すに当たり、別記第5号様式で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成18年5月2日から施行する。  
この実施要領は、平成20年2月1日から施行する。  
この実施要領は、平成20年8月6日から施行する。